

スキマタイムズ

もっとお互いを理解するための場や時間を

日本自立生活センター自立支援事業所 2018年5月29日発行 第86号

JCIL合同交流会

日本自立生活センター・ワークス共同作業所・自立支援事業所の合同交流会のお知らせです。

JCILは、地域で自分らしく暮らす！を実現するために、様々な活動や事業を行っています。

今年も、この1年間を振り返って、それぞれの活動を報告しあい、これからを考える会を開きたいと思います。

自立支援事業所の利用者さんや介助者さんも、ぜひこの機会にJCILの活動を知ってくださればうれしいです！

6月22日(金)
14:00-16:30
京都市地域・多文化交流ネットワークセンター



こころとからだをすっきり！ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか？ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふう to 動くか動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感もやわらぎます。もちろん腰痛予防にもいいですよ！ぜひ参加してみてください♪ 講師は石田久美さんです。

★ヨガ：全身をうごかすヨガ

日時：6月25日(月)

17:00-18:15 (OPEN16:45)

場所：油小路事務所2F

持ち物：動きやすい服装・タオル・飲み物

参加費：無料

*このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象にしています。



日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当：岡山・橋口

TEL: 075-682-7950 E-mail: jcil-kyoto@jcil.jp URL: <http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html>

なぜ今なのか？

2018年5月31日(木) 14:00~17:00

京都市地域・多文化交流ネットワークセンター

強制不妊手術の被害に向き合う

参加無料・申込不要
※要約筆記・点字資料あり

戦後日本における強制的な不妊手術をめぐって

講師：利光恵子さん

Profile：優生手術に対する謝罪を求める会・立命館大学生存学研究センター客員研究員
優生手術の被害者に長年寄り添い、謝罪や補償を訴えてきた。

法律家から見た優生保護法の問題点

民谷 渉さん(弁護士)

障害女性当事者として過去を振り返って思うこと

香田晴子さん(日本自立生活センター)

◆問合せ先：障害者権利条約の批准と完全実施をめざす

京都実行委員会事務局(担当：香田・村田)

京都市南区東九条松田町28

メゾンガラス十条101 JCIL 気付

TEL: 075-671-8484 FAX: 075-671-8418

E-mail: jcil@cream.plala.or.jp



国からの謝罪・補償を求めて、優生保護法の下での強制不妊手術の被害者が立ち上がりました。救済のための立法が検討され、実態調査も始まっています。

実は、長年にわたり被害を訴えながら無視されてきた人がいます。被害を、家族にさえ打ち明けられなかった人もいます。

なぜ私たちは、今まで取り組めてこなかったのか？国の責任を問うとともに、社会全体の問題としてみなさんと考えたいと思います。

【主催】 障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会女性部会

【協賛】 京都ダウン症児を育てる親の会、グループ生殖医療と差別

府の相談窓口として、専用相談ダイヤルが設置されました。(2018.5.19 京都新聞)

2018年

優生保護府が専用窓口

きょう講演会、21日相談会

旧優生保護法(1948(96年)に基づき知的障害などを理由に不妊手術が強制された問題で、京都府は22日、当事者や親族向けに専用窓口として「優生保護相談ダイヤル」を新設する。全国各地で国に損害賠償を求めて提訴する動きが広がっており、研究者による講演会が19日、弁護士による相談会は21日、いずれも京都市内で開かれる。

旧法を巡っては今年17日、宮城県と北海道、東京都の70代の男女3人が各地に国家賠償訴訟を起こした。京都府の記録では53(75年に計89人が強制手術を受けさせられたが、個人を特定できる資料で保存が確認できたのは13人分にとどまる。

府は4月から「こども総合対策課」を電話相談の窓口としていたが、障害者団体などから「強制的に子どもを産めない体にさせられた人に配慮がな過ぎる」と批判が上がっていた。専用窓口の開設について西脇隆俊知事は定例会見で、「課の名前により相談を躊躇する恐れがあるとの指摘はもつとまだ」と説明した。

府は相談者に必要な情報を伝えるほか、女性からの相談には女性職員を充てるなど配慮するとしている。専用ダイヤルは075(451)7100。受付時間は祝日を除く毎週月(金曜)の午前9時(正午)と午後1(5)時。

総合支援法が改正されるよ！？ えっ、ほんま？Part70

自立生活満喫中のリツコさん
でもあんまり難しい話は苦手…



障害者制度改革について
勉強中のタクオさん
小難しいこともやさしく(?)解説



4月は暖かい日が多かったねー

前は、この4月から制度が改善されたところのお話
しだったね。えっと、入院中でも重度訪問介護が利用
できるようになったんだよね！

おお。それはすばらしい。他にもいくつか改善点あった
よね。

えっと、前は①の説明したらから、今回は、②以降
の説明だよ。

そうなんだー。これまでなんとなく、ヘルパー
と一緒に旅行に行きにくかったけど、もうとか
かく言われることなくなるんだねー。

ちなみにこれは、重度訪問介護だけのお話しだ
よね？

そうなんだ。これもやっぱり運動の成果なんだね。

ほんと。30度になった日もあったね。でもまだ朝
晩冷え込むときもあってややこしいね。

そうそう。画期的なことだった。病院の中でひどい目に
あうことがへると思うから、重度障害者の寿命がちょっ
と延びるんじゃないかな～

うん。もう一回おさらいするね。

- ① 入院中でも、重度訪問介護を使えるようになる！
- ② 2泊でも3泊でも何泊でも旅行ができるようになる！
- ③ 新人の同行研修にも介護報酬が払われるようになる！
- ④ 大学や専門学校で介護を利用できるようになる！

そうだね。②も待望の制度改革。これまでは、外出時の支援
について「原則として一日の範囲内で要務を終えるものに限
る」とされていたんだけど、この4月からこの規定が廃止さ
れるの。

そうそう。これまででも、ヘルパーと旅行には行けてたのだけど、
あの規定があったから、ちょっと慎重になったよね。自治体によ
ってはこの規定をタテにして、一泊以上の旅行を禁止している
ところもあった。これからは、支給決定の範囲内なら、2泊でも3
泊でも、海外でも、行政の顔色を気にせずにいけるよー。(ちなみ
に、京都市の取り扱いでは、海外の場合は、事前にケースワーカ
ーに知らせておいてほしいとのこと。)

うん。重度訪問介護と、行動援護、同行援護の話。移動支援は
自治体ごとに運用を決めるので、ちょっと別かな。
重度訪問介護は、家の中でも外でも常時介護が必要になる障
害者が対象なので、基本的に家の中でも外でも自由に使える。だ
から、旅行中も同じように介助が必要で、旅行中だけ制限する
いわれはないので、障害者団体の要望を受け、今回の「一日の
範囲内」の規定の削除につながったわけ。

そうだよー。声をあげないと、いい方向にかわっていくことはない。
他の改善点は、また次回以降に一。

みんなで着よう！ JCILオリジナルTシャツ

汗ばむ夏を迎えます。Tシャツは何枚あってもいいですね。集会やキャンプに、ガイドヘルパーなどカバンにしのばせて…
このTシャツの売り上げは、JCIL運動団体の活動資金になります。みなさま、ぜひよろしくお願ひします。お買ひ求めは本体まで！

サイズ：S M L LL
着丈 (cm) (65) (70) (74) (76)

カラー：白 オレンジ ピンク

価格：1500円

このデザインは、ダンディーなおひげの電動車いす乗り、故・宮川さんがよく着ておられたもののリニューアル版です☆



表面プリント

JCIL

裏面プリント

小松食堂

六月の献立

七日(木)

お好み焼き

と、一品

二五日(月)

冷しうどん

※具はお楽しみ

おにぎり

どなたでも参加できます。
場所は「松の間」
いずれも一七時から
参加費三〇〇円



五月二一日の
小松食堂では
冷やし麺を
いただきました。

